

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
1	3	15	別添資料の補足	3	3頁には「※別添4～12については、参考として示す案であり、全ての機能等を網羅しているものではない。」と”全ての機能が網羅しているものではない”と記載があります。23頁の「(1)本システムにおける対象業務」には、「なお、内容詳細については、別添4.「機能構成図(DMM)」及び別添5.「業務フロー(WFA)」を参照すること。」とあり、別添4及び別添5は全ての機能が網羅されているように受け取れます。別添4及び別添5が全ての機能を網羅しているのであれば、3頁の記載を「※別添6～12」とすべきだと思いますので、ご確認をお願い致します。また、別添4及び別添5が全ての機能を網羅していない場合、閲覧資料として公開して頂くようお願い致します。	受託者の役務内容について正しく理解し、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	機能要件については、3.1.2.システム化要件に記載されていません。別添資料は参考資料としての扱いになるため、調達仕様書(案)のとおりとします。  なお、機能要件の参考資料と情報保護評価指針が公表されますので3頁に下記を追記します。 「業務内容は、平成25年内に公表予定の情報保護評価指針(内閣官房案)を参考にすること。」
2	7	8	2.3(1)イ	3	評価書の内容変更について想定される具体的事例を表記願います。	見積りにあたり参考といたしたい。	現時点では情報保護評価制度について準備段階のため評価書の項目等については不明な部分があるため <b>具体的な表記はできません</b> 。現時点では、項目の追加、削除等を考えています。  なお、評価書の参考資料と情報保護評価指針が公表されますので3頁に下記を追記します。 「業務内容は、平成25年内に公表予定の情報保護評価指針(内閣官房案)を参考にすること。」
3	7	3	2.3ア 特定個人情報ファイルの新規保有時	3	「③全項目評価は、地方公共団体・地方独立行政法人では」、③全項目評価は、地方公共団体等」だと思われまます。ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ、「③全項目評価は、地方公共団体・地方独立行政法人では」を「③全項目評価は、 <b>地方公共団体等</b> 」と修正します。
4	9	-	2.3 イ重点項目評価	3	P.7「②重点項目評価は、地方公共団体等では、各機関の裁量により第三者点検(特定個人情報保護委員会以外の有識者による点検)を実施するが、行政機関等では重点項目評価書の公表後に、特定個人情報保護委員会がいくつかを抽出して審査する。」とあるため、P.9の「行政機関等における評価」のフローは、「地方公共団体等における評価」のフローと同様ではないと考えます。	受託者の役務内容について正しく理解し、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	ご意見を踏まえP.9の重点項目評価のフロー図を修正します。 <b>(地方公共団体及び行政機関のフローに国民からの意見聴取を追加、行政機関等のフローから第三者点検を削除)</b>
5	12	-	2.3 イ重点項目評価	3	P.7「②重点項目評価は、地方公共団体等では、各機関の裁量により第三者点検(特定個人情報保護委員会以外の有識者による点検)を実施するが、行政機関等では重点項目評価書の公表後に、特定個人情報保護委員会がいくつかを抽出して審査する。」とあるため、P.12の「行政機関等における評価」のフローは、「地方公共団体等における評価」のフローと同様ではないと考えます。	受託者の役務内容について正しく理解し、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	ご意見を踏まえP.12の重点項目評価のフロー図を修正します。(行政機関等のフローを「評価書の <b>点検</b> 」から「評価書の <b>審査</b> 」に変更)
6	15	46	2.5.2 イ 運用設計	3	「また、FAQについては、試行運用時に発生した質問・回答も加味して作成すること。」上記、文章を削除もしくは、「4.1.3 納入成果物」において、「FAQ」の提出時期を変更していただきたい。	「4.1.3 納入成果物」において、「FAQ」の提出時期は「平成26年10月」となっており、試行運用時に発生した質問、回答を含めることができないため。	ご意見を踏まえ提出時期を「 <b>平成27年3月</b> 」と修正します。
7	16	19	2.5.2(1) テスト全般	3	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書案において、工程管理支援業者が「テスト全体方針書」を作成する旨の記載があります。 そのため、「2.5.2(1) テスト全般」において、各テスト工程のテスト実施計画書を作成するに当たり、工程管理支援業者が作成する「テスト全体方針書」を遵守する旨、追記頂きたく存じます。	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書案との整合性を確保するため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「受託者は、テスト工程全体の構成、各テスト(単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト)の位置付けや目的、品質基準等について全体テスト計画書を作成し、内閣官房の承認を得ること。なお、 <b>全体テスト計画書は、工程管理事業者が作成するテスト全体方針書に基づき、作成すること。</b> 」

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
8	19	10	2.5.4 教育・訓練 (1) 教育・訓練 ア 教育・訓練計画 立案	3	委員会（事務局）に対して、教育訓練を実施する際に使用する設備・機材（端末、ネットワーク機器、回線、プロジェクター等）について、貴府にて提供可能なもの及び受託者にて用意すべきものの想定があれば、明確にするべきであると考えます。	提供作業における対応内容の明確化のため。	ご意見を踏まえ下記を追記します。 「委員会（事務局）ではPC用意を準備するので、電子ファイルPowerPoint,Word,Excel）での教育訓練も可能とする。なお、プロジェクター等を利用した教育訓練を行う場合は、受託者側で準備すること。」
9	21	26	2.5.7 委員会Web サイト作成（4）テ スト確認作業	4	テストで確認が必要なOSのバージョンまで明記していただきたいと思います。	テスト対象として、確認作業を実施するOSの数により、テスト工数が増減し見積りに影響するため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「OS：Windows7.8、MacOSX、iOS7、Android4.4とします。」
10	21	26	2.5.7 委員会 Web サイト作成 (4) テスト確認作業	3	本項にはクロスブラウザチェックの動作環境の指定として、「OS：Windows、MacOSX、iOS、Android ブラウザ：Internet Explorer7.0以上、Firefox3.0以上、Opera9.0以上、Safari4.0以上、Google Chrome 最新版、Chrome Lite 最新版」と記載されています。一方、52頁「3.1.4 システム利用アプリケー ション定義」には本システムで利用を想定するWebブラウザの指定として、「・WEB ブラウザ（国民等利用 者向け）（Internet Explorer7.0以上、Mozilla Firefox3.0以上、Safari4.0以上、Google Chrome 最新 版）・WEB ブラウザ（情報保有機関、委員会向け）（Internet Explorer7.0以上、Mozilla Firefox3.0以 上）」と記載されています。 クロスブラウザチェックにおいて、利用想定外のWebブラウザを対象にしたテストは必要でしょうか。必要で ある場合はその理由の明記が必要であると考えます。	提供作業における対応内容の明確化のため。	ご意見を踏まえ52頁を下記のとおり修正します。 「・WEBブラウザ（委員会Webサイト向け）（Internet Explorer7.0以上、Firefox（ESR）24以上、Opera9.0以 上、Safari4.0以上、Google Chrome最新版、Chrome Lite 最新版）」  利用想定外のブラウザチェックは提案者の判断に任せます。
11	21	26	2.5.7 (4) テスト確 認作業	1	テスト対象ブラウザのバージョンは、テスト時点で最新のものに限定していただきたい。	国民側のクライアント環境は、セキュリティ対策上、最新のブラウザを利用することが推奨されるため。	国民に広く利用されることを想定しているため、仕様書に記載されているブラウザについて網羅しておくことが必要と判断します。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。 ただし、網羅的にテストをしなくても国民に対し影響があまりないということであれば、その根拠を提案時に示してください。
12	21	4	2.5.7 (3) コーディ ング 作業	1	「機種に依存しないモバイル端末（スマートフォンを含む）でも表示可能な構成のページとすること。」と記載がありますが、「モバイル端末」には、旧機種の携帯電話、PDA端末等、多種多様な機器まで含まれることになり、開発コスト及び開発期間が必要となります。そのため、タッチデバイスのみ限定されたほうがよいと考えます。	受託者の役割内容について正しく理解し、適正な見積りを実施するため及び、開発コスト削減、納期を遵守するために必要な情報であると考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「機種に依存しないモバイル端末（スマートフォン及びフィー チャーフォン）でも表示可能な構成のページとすること。」
13	30	1	3.1.2	3	タイトルの表記を明確に願います。	一部欠落。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「3.1.2 システム化要件 本システム全体の概要を以下に示す。以降、本システムで実現すべき要件について記載する。」
14	30	1	3.1.2 システム化 要件	3	「3.1.2 システム化要件」のタイトルが欠けていますので、ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「3.1.2 システム化要件 本システム全体の概要を以下に示す。以降、本システムで実現すべき要件について記載する。」
15	30	-	図	3	図内、右上「情報保有機関」の説明文「保護評価の対象システムは、情報提供NWシステム、中間サーバ、個別システム（KSK、年金、医療、福祉、素生活・提出された評価書の保護、労災等）」とありますが、「保護評価の対象システムは、・・・」だと思われます。また、当該説明文は途中で切れている可能性があります。ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご指摘のとおり修正します。
16	38	15	3.1.2 (イ) 重点項目 評価 書アップロード機 能	3	「また、入力済みの重点項目評価書の様式ファイル（xlsx形式）のは、ウイルススキャンなどのセキュリティ対策を実施した上で参照できるように管理すること。」は、「また、入力済みの重点項目評価書の様式ファイル（xlsx形式）は、・・・」だと思われます。ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご指摘のとおり修正します。（誤字の削除）
17	39	14	3.2.1 (ア) 全項目評 価書 様式ダウンロード 機能	3	「情報保有機関が、全項目評価書の様式ファイル（xlsx形式）をnのローカル上にダウンロードできること。」は、「情報保有機関が、全項目評価書の様式ファイル（xlsx形式）をローカル上にダウンロードできること。」だと思われます。ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご指摘のとおり修正します。（誤字の削除）
18	47	34	3.2.1 (5) ア、評価 書検索機能	1	検索条件の保存は、委員会ユーザに限定していただきたい。	情報保有機関側のユーザが扱う評価書は多くはないため、同機能の必要性に乏しいと思われること、ユーザが改廃された際の検索条件の管理が煩雑となることと想定されるため。	情報保有機関の利便性向上のため必要となります。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
19	49	4	3.1.2.(6)	2	ドメイン等に関する制約や要求事項を明記願います。	見積を精緻にする上で必要。	ご意見を踏まえ「3.1.2.(6) (イ) 委員会Webサイト構成」に下記を追記します。 「ドメインの取得・管理は内閣官房で行うので、本調達の範囲外とする。」
20	49	30	3.1.2 システム化要件 (6) 委員会 Web サイト機能 ウ 委員会Web サイト閲覧機能 (ア) サイト内検索機能	3	「掲載されている PDF 文書等のバイナリファイルの内容もフリーワード検索の対象とすること。」と記載がされています。機能要件を明確にするため、PDF 文書以外に対象とするバイナリファイルがございましたら、具体的な名称を記載するべきであると考えます。	提供機能における対応内容の明確化のため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「掲載されているExcel、Word、PDF文書のバイナリファイルの内容もフリーワード検索の対象とすること。」
21	52	35	3.1.4 システム利用アプリケーション定義	1	情報保有機関、委員会向けのWebブラウザのバージョンですが、mozilla Firefoxについてはセキュリティの観点より、サポート対象となっているESR版24以降を前提とすることを提案します。	セキュリティ面から提供元のサポートを受けられるバージョンを推奨するべきと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「Firefox (ESR) 24以上」
22	52	1	3.1.2(8).(ウ)	2	想定する抽出方法を明記願います。	本件に有用と考えられる抽出機能	提案要件とさせていただきます。本件に有用と考えられるデータ抽出機能をご提案ください。 よって、調達仕様書（案）のとおりとします。
23	52	23	3.1.4システム利用アプリケーション	1	国民等利用者向けのWEBブラウザのバージョンは、テスト時点で最新のものに限定していただきたい。	国民側のクライアント環境は、セキュリティ対策上、最新のブラウザを利用することが推奨されるため。	国民に広く利用されることを想定しているため、仕様書に記載されているブラウザについて網羅しておくことが必要と判断します。よって、調達仕様書（案）のとおりとします。ただし、網羅的にテストをしなくても国民に対し影響があまりないということであれば、その根拠を提案時に示してください。
24	52	4	3.1.2(8).(エ)	2	想定する具体的な対応を明記願います。	評価書のフォーマット変更に対応できるようにするのか、具体的な要求事項が不明確なため。	現時点では情報保護評価制度について準備段階のため評価書の項目等については不明な部分があります。現時点では、項目の追加、削除等を考えています。 なお、評価書の参考資料と情報保護評価指針が公表されますので3頁に下記を追記します。 「業務内容は、平成25年以内に公表予定の情報保護評価指針（内閣官房案）を参考にすること。」
25	53	27	3.1.5パッケージソフトウェア利用要件	1	「汎用パッケージ・ソフトウェアやOSSを用いる場合、その後の機能の修正等ができるようにソースコード等の所有または改変権を有すること。」につきまして削除をお願いします。	他社の汎用パッケージ・ソフトウェア製品等を利用する場合、ソースコードを所有することや改変権を有することは現実的ではないため、削除をお願いします。	汎用パッケージ・ソフトウェアやOSSでも改変した部分の著作権は通常内閣官房が引き取ります。契約書にも新たに発生した著作権は内閣官房のものであると明記します。 上記の内容とご指摘の点を踏まえ下記のとおり修正します。 「汎用パッケージ・ソフトウェアやOSSを用いる場合、ソースコード等を改変した部分の権利は内閣官房に属すること。」
26	54	表3-16	3.2.1 情報分析表	3	表タイトル機能名の「4.評価書作成・提出（代理訂正・新規作成代行）」に関し、評価書作成支援が適切かと思えます。	誤記と想定されるため。	ご意見を踏まえ「4.評価書作成・提出（代理訂正・新規作成代行）」を「4.評価書作成支援」に修正します。
27	54	表3-16	3.2.1 情報分析表	3	表タイトル機能名の「5.評価書閲覧」に関し、評価書検索・閲覧が適切かと思えます。	誤記と想定されるため。	ご意見を踏まえ「5.評価書閲覧」を「5.評価書検索・閲覧」に修正します。
28	58	15	3.3.1 (2)コーディング要件	3	Javaの使用が原則禁止されていますが、これはクライアントアプリケーション（JavaApplet、Javascript）の部分であることを明確にしてください。	Webアプリケーションの開発言語であるJavaServletが原則禁止されてしまい、開発の選択肢が狭まるように読めるため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「原則として、フレーム、Java Applet、CGI、動的コンテンツ（動画、アニメgif、フラッシュ等）は使用しないこと。」

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
29	58	14	3.3.1 (2) コーディング要件	4	業務画面の画面規約として、P.58 (2) コーディング要件に「原則として、フレーム、Java、CGI、動的コンテンツ（動画、アニメgif、フラッシュ等）は使用しないこと。スクリプト言語は基本的に使用不可であるが、JavaScript に関しては限定的な範囲内（文字拡張等）での使用を認めることとする。」とあります。P.60 (4) アクセシビリティ対応標準 ア対応レベルに「Java Servlet、Java Applet 等により動的に生成する画面については、JIS X 8341-3:2010 に配慮し、必要なテストを実施すること。」とあります。P.58(2) コーディング要件に記載してある、使用禁止の「Java」とは何を指しているのか明確に記載したほうがよろしいかと考えます。	受託者の役務内容について正しく理解し、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「原則として、フレーム、Java Applet、CGI、動的コンテンツ（動画、アニメgif、フラッシュ等）は使用しないこと。」
30	62	30	3.4.3 組織及び体制	3	「情報セキュリティおよび個人情報保護の管理責任者を設置し、情報漏えい、セキュリティ侵害等の事件事故発生時の管理を含めた運用体制及び役割責任を定めること。」と記載がありますので、P94の図4-1 プロジェクト体制に情報セキュリティ管理責任者の設置及び表4-1に役割を明記していただきたいと思います。	本システムの特性を鑑み、情報セキュリティに関する体制、役割を明確にしておくことが重要と考えるため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「 <b>図4-1 プロジェクト体制に情報セキュリティ管理責任者の設置及び表4-1に役割の明記</b> 」
31	67	3	3.5.1 プロジェクト実施計画の作成	4	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）において、工程管理支援業者が「全体プロジェクト実施計画書」を作成する旨の記載があります。そのため、「3.5.1 プロジェクト計画の作成」において、工程管理支援業者が作成する「全体プロジェクト実施計画書」に基づいてプロジェクト実施計画書を作成する必要があるかと思っておりますので、その旨の記載をお願いいたします。	情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）との整合性を確保するため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「本システムの設計・開発に係る作業開始までに表 3 20に示す内容を含むプロジェクト実施計画書を作成し、当該計画について内閣官房の承認を得ること。また、各工程において当該計画の変更を必要とする場合は、各工程の開始前までに当該計画を改定し、改定の内容について内閣官房の承認を得ること。なお、プロジェクト実施計画書は、工程管理事業者が作成する <b>全体プロジェクト実施計画書に基づき作成すること。</b> 」
32	68	-	3.5.2 設計・開発実施体制 (1) 体制	3	「図 3-1 設計・開発実施体制図」について、図の枠線、関係を示す線が記載されていません。要件を正しく理解するため、記載の修正が必要であると考えます。	提供作業における対応内容の明確化のため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「 <b>図 3-1 設計・開発実施体制図</b> 」について、 <b>図の枠線、関係を示す線を記載</b> 」
33	68	図3-1	3.5.2 設計・開発実施体制 (1) 体制 図3-1	3	各組織との関連が分かりません。各組織との関連が分かるように明記していただきたいと思います。	誤記と想定されるため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「 <b>図 3-1 設計・開発実施体制図</b> 」について、 <b>図の枠線、関係を示す線を記載</b> 」
34	70	17	3.5.2 設計・開発実施体制 (1) 体制	3	「表 3-21 設計・開発における役割」について、体制：設計・開発業者の組織、チーム：アプリケーション設計・開発責任者の役割の2行目が記載されていません。記載漏れもしくは誤記と思われるので修正を願います。	記載誤りと考えられるため。	誤表記のため削除します。
35	70	33	3.5.2 設計・開発実施体制 (1) 体制	3	「表 3-21 設計・開発における役割」について、体制：設計・開発業者の組織、チーム：アプリケーション設計・開発責任者の役割に「テスト計画を策定する。」と記載されていますが、77頁「3.6.3 テスト実施体制」の「表 3-26 テストにおける役割」の体制：設計・開発業者の組織、チーム：プロジェクトマネージャの役割に「全体テスト計画の策定を行う。」と記載されています。テスト計画の役割分担について、整合を取るべきであると考えます。	提供作業における対応内容の明確化のため。	3.6.2.テスト実施計画にも記載がありますように、本調達の受託者は「全体テスト計画」及び「テスト計画」をそれぞれ作成する必要があります。
36	75	14	3.6.2 テスト実施計画の作成 (1) 全体テスト計画	4	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）において、工程管理支援業者が「テスト全体方針書」を作成する旨の記載があります。そのため、「3.6.2 テスト実施計画の作成」において、工程管理支援業者が作成する「テスト全体方針書」に基づいて各テストの実施計画書を作成する必要があるかと思っておりますので、その旨の記載をお願いいたします。	情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）との整合性を確保するため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「テスト工程全体の構成、各テスト（単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト）の位置付けや目的等について全体テスト計画書を作成すること。なお、全体テスト計画書の記載事項として、表 3 24に示すものを想定している。なお、 <b>全体テスト計画書は、工程管理事業者が作成するテスト全体方針書に基づき、作成すること。</b> 」
37	77	20	3.6.3 テスト実施体制	3	「表 3-26 テストにおける役割」の体制：設計・開発業者の組織、チーム：プロジェクトマネージャの役割に「全体テスト計画の策定を行う。」と記載されていますが、70頁「3.5.2 設計・開発実施体制 (1) 体制」の「表 3-21 設計・開発における役割」の体制：設計・開発業者の組織、チーム：アプリケーション設計・開発責任者の役割に「テスト計画を策定する。」と記載されています。テスト計画の役割分担について、整合を取るべきであると考えます。	提供機能における対応内容の明確化のため。	3.6.2.テスト実施計画にも記載がありますように、本調達の受託者は「全体テスト計画」及び「テスト計画」をそれぞれ作成する必要があります。 <b>よって、調達仕様書（案）のとおりとします。</b>
38	77	表3-26	3.6.3 テストにおける役割	4	テスト実施における、政府共通プラットフォーム担当府省と政府共通ネットワーク担当府省の役割を明記していただきたいと思います。	表3-26にて、政府共通プラットフォーム担当府省と政府共通ネットワーク担当府省の役割の記載がないため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 <b>表3-26にて、政府共通プラットフォーム担当府省と政府共通ネットワーク担当府省の役割の追記</b>
39	78	41	3.6.4 テスト種別 (4) 受入テスト	4	受入テスト支援ではないでしょうか。また、受入テストは受託者が実施するものではないため、P101 (3) 受入テストの成果物は、受入テスト計画書（案）、受入テスト仕様書（案）ではないでしょうか。	役割分担を明確にするため。	受入テストの支援である旨、内容に記載があるため、見出しの変更は行わないものとします。但し、受入テストの成果物については、ご意見のとおり修正します。
40	79	28	3.7	2	教育、研修対象者の想定規模を記載願います。	見積を精緻にする上で必要。	現時点では情報保護評価制度について準備段階のため委員会（事務局）の人数は不明です。現時点では、 <b>15名程度</b> を考えています。その旨追記します。

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
41	79	36	3.7.2 教育・訓練の範囲	3	「本システムを利用して行う業務や運用について、各対象者に応じた教育・訓練を行う。現段階において想定する教育・訓練内容を表 3-29 表 3-29 に示す。」は、「本システムを利用して行う業務や運用について、各対象者に応じた教育・訓練を行う。現段階において想定する教育・訓練内容を表 3-29 に示す。」だと思われます。ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「本システムを利用して行う業務や運用について、各対象者に 応じた教育・訓練を行う。現段階において想定する教育・訓練 内容を表 3-29 に示す。」
42	81	16	3.8.2 運用・保守体制と役割	3	各組織の役割を明記していただきたいと思います。	各組織の役割が不明確なため。	作業体制については、本調達の受託者が行う運用設計の中で詳細を決定することを想定しています。よって、 <b>調達仕様書（案）</b> のとおりとします。
43	82	23	3.8.5 運用・保守環境	4	政府共通プラットフォームで用意する運用管理室について、おおよその場所（都内等）の記載をお願いします。	プロジェクト計画想定時の前提情報として必要になると考えられるため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「本システムの運用業務、保守業務は、政府共通プラットフォームで用意する運用管理室から必要時にのみにおいて実施すること。なお、 <b>運用管理室の所在地については、入札公告時に別途提示する閲覧資料を参照すること。</b> 」
44	86	13	3.9.3 可用性要件	3	・「99.9%の稼働率を実現すること。」との記載について、その対象ならびに運用・保守時間との関係について明記すべきと考えます。	・本システムは、外部に広く公開される委員会Webサイトとその他機能とでは、稼働率の要求要件が異なるものと想定されるため。 ・稼働率計算の考え方を明確化し、見積精度を上げるため。	現時点では情報保護評価制度について準備段階のため委員会Webサイトに関するアクセス数等は不明な部分があります。そのため、信頼性等要件については「これらに示す要件を前提として、基本設計の中で内閣官房と協議の上、決定すること」として追記しました。 ・国民からのWEBサイトアクセス数：1,000件/日 基本的な稼働率の考えは「3.9 信頼性等要件」、運用・保守時間については「3.8.3 運用・保守時間」に示すとおりです。厳密な稼働率の考えはサービスレベル設計、運用設計で整理されるという認識です。 また委員会WEBサイトと評価書受付システムは同一の機器上に構成されるため、要求要件は同一としています。
45	86	19	3.9.3性能要件	2	国民からのアクセスについても、性能要件の前提および性能要件をお示しください。	性能設計の前提とするため。	現時点では情報保護評価制度について準備段階のため委員会Webサイトに関するアクセス数等は不明な部分があります。そのため、信頼性等要件については「これらに示す要件を前提として、基本設計の中で内閣官房と協議の上、決定すること」として追記しました。 ・国民からのWEBサイトアクセス数：1,000件/日
46	87	27	3.10.1 ア運用管理端末	4	想定される運用管理端末の台数があれば明記をお願いします。	費用積算の前提情報として必要になるため。	ご意見を踏まえ下記を追記します。 「 <b>運用管理端末の調達台数は2台とする。</b> 」
47	87	10	3.10.1 ハードウェア構成 (2) クライアント ハードウェア ア運用管理端末	3	運用管理端末について、貴府で想定している設置要件（場所、スペース）、台数等があれば明確にするべきであると考へます。	提供機器における対応内容の明確化のため。	設置場所は現時点では未定です。 運用管理端末はご意見を踏まえ下記を追記します。 「 <b>運用管理端末の調達台数は2台とする。</b> 」
48	87	9	3.10.1 (2) クライアント ハードウェア ア運用管理端末	3	「政府共通プラットフォームが提供するシステム基盤に含まれない運用管理端末は、本調達の範囲に含む」と記載がありますが、運用管理端末は何台を想定すればよいか記載が必要と考えます。	受託者の役務内容について正しく理解し、適正な見積りを実施するために必要な情報であると考えます。	ご意見を踏まえ下記を追記します。 「 <b>運用管理端末の調達台数は2台とする。</b> 」
49	92	41	3.10.3 ネットワーク構成 (2) LAN 要件	3	下記について誤記と思われるので修正を願います。 誤：情報セキュリティ要件 正：情報セキュリティ要件	記載誤りと考えられるため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「表3-36 LAN要件（セキュリティ対策）情報セキュリティ要件を考慮し、ネットワーク機器において適切な情報セキュリティ対策を講ずること。」
50	94	表4-1	4.1.1 プロジェクトの体制と役割分担 (2) 役割分担	3	図4-1には「政府共通ネットワーク担当府省」が記載されているため、表4-1にも役割を明記していただきたいと思ひます。	役割分担を明確にするため。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 <b>表4-1に「政府共通ネットワーク担当府省」の役割を追記</b>
51	102	2	4.1.3 (4) 環境構築	3	成果物「作業結果報告書」の提供時期が「平成26年9月」となっていますが、政府共通プラットフォームに構築する本番環境の構築は平成26年10月からとなるため、提供時期を平成26年11月へ修正していただきたい。	P22のスケジュールの整合性が合っていないため。	ご意見を踏まえ「 <b>平成26年11月</b> 」と修正します。

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
52	23 ～ 28	-	3.1.1 業務フロー	3	「業務フロー」内に記載されている「番号」（例：1.機関ユーザー登録）において、欠番や誤った採番があるように思われますので、ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 「業務フロー」内に記載されている「番号」における、欠番や誤表記の修正
53	別添5 40頁	-	5-1.評価書検索・閲覧【委員会（事務局）】	3	WFA内のタイトルが「5-1.評価書検索・閲覧【委員会（事務局）】」となっておりますが、「5-2.評価書検索・閲覧【委員会（事務局）】」だと思われまます。（別添4「情報構成図(DMM)」と比較しております）ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 WFA内のタイトルを「5-2.評価書検索・閲覧【委員会（事務局）】」に修正
54	別添5 41頁	-	5-1.評価書検索・閲覧【国民】	3	WFA内のタイトルが「5-1.評価書検索・閲覧【国民】」となっておりますが、「5-3.評価書検索・閲覧【国民】」だと思われまます。（別添4「情報構成図(DMM)」と比較しております）ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 WFA内のタイトルを「5-3.評価書検索・閲覧【国民】」に修正
55	別添5 7頁	-	1-5.機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】	3	WFA内のタイトルが「1-5.機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」となっておりますが、「1-4.機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」だと思われまます。（別添4「情報構成図(DMM)」と比較しております）ご確認をお願い致します。	記載内容の意識齟齬をなくすためご確認させて頂きたいと考えます。	ご意見を踏まえ下記のとおり修正します。 WFA内のタイトルを「1-4.機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」に修正

注) 1. 種別欄には、意見の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
 [1. 要求水準を下げる 2. 要求水準を上げる 3. 文章だけを修正する 4. その他]

項	頁番号	行番号	項目	種別	質問等	理由	回答
1	2	【別添5】1-1.機関ユーザー登録【委員会（事務局）】	1.ユーザーアカウント管理	1	機関担当による仮パスワード通知確認後に「1-5 機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」へ遷移する流れとなっておりますが、遷移先は【別添5】P7の「1-5 機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」の「1-1 機関ユーザー登録【委員会（事務局）】」という認識でよろしいでしょうか。	【別添5】P8にも「1-5 機関内ユーザー登録【情報保有機関】」とあり、P2の遷移先及びP7の「1-5 機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」は「1-4 機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」の誤記と想定されるため。	その認識で問題ありません。 別添5については誤記のため、P2、7の「1-5 機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」を「1-4 機関ユーザー・パスワード変更・初期化【情報保有機関】」へと修正しました。
2	14	6	2.4 調達範囲	1	「～政府共通プラットフォームが別途用意する機器及びソフトウェア以外のものについては、本調達範囲を含む。本業務用に購入するソフトウェアライセンスはすべて内閣官名義とすること。なお、本番運用開始となるH27年度に必要となる本調達範囲を含む機器・ソフトウェアの保守等は、内閣官房が別途調達する。」とございますが、政府共通プラットフォームが別途用意する機器及びソフトウェア以外のものも含めて、本調達の履行期間内までの機器（委員会が利用する運用管理端末等）提供、ライセンス許諾及び保守サービス費用分のみを見込んでおくことでよいでしょうか。  また、H27年度以降の調達受託業者への保守移管をお考えでしょうか。	本調達の範囲の確認のため。	本調達の履行期間内までの費用で問題ありません。H27年度以降は別途保守業者の調達を行います。
3	18	12	2.5.3 エ マスタ情報等整備	1	「本システムの利用開始前にメール送付やCD-Rなどの媒体により受け付けた評価書について、データ移行を行うこと。」とある。想定数を教えてください。	作業量の見積を行うため。	想定件数は2,000件程度を予定しています。 仕様書「2.5.3 エ マスタ情報等整備」にその旨追記します。
4	18	【別添5】2-2.重点項目評価書作成・提出【作成】	2.5.3 2.評価書作成・提出	1	P18では重点項目評価書の公表イメージを情報保護評価等受付システムを使用せずに作成するように読めますが、情報保護評価等受付システムで作成しない意図を教えてください。	各情報保有機関でPDFを作成する場合には、各情報保有機関にPDF（帳票）作成ソフトを準備する必要があると思われまます。その調達が本調達の範囲かどうかで費用計上に影響があるため。	情報保護評価書は、法律上情報保有機関が評価書を公表する必要があります。本システムはそれを補助するための機能として、公表機能があるので、公表イメージは情報保有機関で作成します。 また、PDF作成ソフトは各情報保有機関で準備するので、本調達の範囲外となります。
5	20	4	2.5.7 委員会Webサイト作成（3）コーディング作業	1	Cascade Style Sheet解説書は、P103（7）その他の項番8の委員会Webサイト資料に含まれる認識でよいでしょうか。	提出時期の確認のため。	その認識で問題ありません。
6	26	-	3.1.1 ウ 評価書管理業務	1	・評価書のアップロードは、各情報保有機関様側にて用意されたブラウザの機能を用いて処理を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	・開発工数に係る見積もりに影響するため。	ブラウザの機能を用いて処理を行います。特定のアプリケーションをクライアント側（情報保有機関側）に導入することは考えていません。 仕様書「3.1.1 イ 評価書作成・提出業務」にその旨追記します。
7	54	表3-16	3.2.1 情報分析表	1	機能名として、アプリケーション運用関連機能が漏れているように思われまますが、記載は不要でしょうか。	アプリケーション運用関連機能も主要エンティティに対する情報分析が必要と思われるため。	ご指摘のとおり、記載漏れであるため表3-16に追記します。
8	60	25	3.3.1 (5)画面標準	1	「クライアントソフトウェア要件に記載」とありますが、どこのことを指していますか？	クライアントソフトウェア要件の参照先が確認できないため。	誤表記であるため削除します。
9	61	-	3.3.2帳票設計規約	1	作成対象の帳票をお示しください。	作業量の見積を行うため。	評価書検索・閲覧機能やデータ抽出機能の出力結果を帳票にすることを想定しています。ただし現時点では情報保護評価制度について準備段階のため、今後必要性が出てきた場合のため、設計規約として記載しています。

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
10	72	表3-22	3.5.5 開発方法 (2) プロジェクト 管理 ア会議体	1	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書（案）において、本調達の受託者も参加する必要がある会議体がいくつか想定されていますが、工程管理支援業者が開催する会議体の扱いについては、どのように考えればよいでしょうか。	プロジェクト計画を検討する上で影響があると思われるため。	本調達仕様書と「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示システム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務」の調達仕様書の会議体の平仄が合っていないので、下記の通り修正をしました。 会議体の取扱いについては、「情報提供ネットワークシステム等、情報提供記録開示システム等、及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程管理支援業務調達仕様書」に記載の会議体一覧（案）を参照すること。また、上記会議体以外にも表3-22の本調達に関する個別会議に参加し、議事録を作成し、内閣官房の承認を受けること。
11	73	39	3.5.5 開発方法 (2) プロジェクト 管理 ケ構成管理	1	構成管理の範囲として、受託者が用意するものとの認識でよろしいでしょうか。また、政府共通プラットフォームから提供されるものは把握が困難と思われるため、対象外との認識ですが、認識が合っていますでしょうか。	本調達の範囲の確認のため。	受託者にて準備する範囲、政府共通プラットフォームから提供される範囲も含めて構成管理を行っていただきます。公示中の資料閲覧時、政府共通プラットフォーム関連の資料をご確認願います。
12	76	図3-2	3.6.3 テスト実施体制	1	設計・開発実施体制とは別にテスト実施体制の構築を明示されている意図はなんなのでしょうか。特段の意図がなければ、設計・開発実施体制をテスト実施体制にスライドさせることでもよろしいでしょうか。	単体テストや結合テストは設計・開発体制をそのままスライドさせて実施した方が効率よくテストを実施できると思われるため。	設計・開発実施体制とテスト実施体制については、設計・開発実施時、テスト実施時の体制とその役割定義になります。ここで示す体制と役割をこなせる要員であれば、設計・構築を実施した要員が引き続きテストを実施することに問題はありませ
13	81	9	3.8.1 基本方針	1	「なお、試行運用期間中は委員会Webサイトの更新作業は予定していない。」との記載がありますが、委員会Webサイトの開発完了後（平成27年1月～平成27年3月末）は、委員会Webサイトに対する運用・保守業務は不要という認識でよいでしょうか。それとも、「別添11 運用業務作業分担（案）」の業務のうち、アプリケーション運用業務の5.委員会Webサイト更新は行わないという意図でしょうか。	契約期間中の運用・保守業務範囲を明確にするため。	仕様書記載のとおり「別添11 運用業務作業分担（案）」の業務のうち、アプリケーション運用業務の5.委員会Webサイト更新は行わないということです。
14	85	1	3.8.7 運用・保守業務要件 (3) サービスデスク 業務	1	業務データのバックアップの際に、政府共通プラットフォームに持ち込みが可能な媒体の種類をご教示ください。	提供作業における対応内容の明確化のため。	公示中の資料閲覧時、政府共通プラットフォーム関連の資料をご確認願います。
15	85	22	3.8.7 イ 様式変更 対応	1	試行運用中に様式変更を行う予定はあるのでしょうか。	作業量の見積を行うため。	現時点で予定はありません。 仕様書「3.8.7 イ 様式変更対応」にその旨追記します。
16	86	4	3.9.3 性能要件 (1) 性能要件の前提	1	「システムを利用する委員会（事務局）職員数：通常3名程度。最大15名程度。」と記載がありますが、運用管理端末の必要台数は、3台の準備でよいですか。台数を明示いただきたいと思います。	本調達の範囲の確認のため（費用計上に影響するため。）。	運用管理端末の必要台数は2台とします。
17	88	表3-3	3.10.2	1	全てのサーバでWindows、Linuxから選択可能と考えてもよろしいでしょうか。	システム構成を決定する上で必要であるため。	メールサーバはWindows、それ以外はLinuxを使用します。
18	89	23	3.10.2 ソフトウェア構成 (1) サーバソフトウェア イ 本調達ソフトウェア	1	「表 3-34 本調達に含むソフトウェアの要件」に記載される「ウイルス対策ソフトウェア」は、「表 3-33 利用可能な政府共通プラットフォームの提供資源（サーバソフトウェア）」に記載される、「ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）Sophos Anti-Virus」を使用することで対応可能でしょうか。	要件を満たす利用可能な政府共通プラットフォームの提供資源を使用することで、コスト削減を図るため。	「ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）Sophos Anti-Virus」を使用することはできません。 「表 3-34 本調達に含むソフトウェアの要件」の「ウイルス対策ソフトウェア」はアップロードされる情報保護評価書に対してスキャンを行うものであり、本システムに組み込んでウイルススキャンを行います。それに対し「表 3-33 利用可能な政府共通プラットフォームの提供資源（サーバソフトウェア）」に記載される、「ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）Sophos Anti-Virus」ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）はサーバ保護のためサーバに対してスキャンを行いますので、用途が異なります。  ご意見を踏まえ表3-34に下記の通り追記します。 「本システムに組み込んでウイルススキャンが行えること。なお、「表 3-33ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）」はサーバ保護のためサーバに対してスキャンを行うために使用する。」
19	89	表3-34	3.10.2 ソフトウェア構成（1）サーバソフトウェア イ本調達ソフトウェア	1	帳票作成ソフトウェアは不要という認識でよいでしょうか。	【別添5】P24「3-1. 評価書公表」等に情報保護評価等受付システムから事務局に対して公表イメージ情報（PDF）という情報の流れがあることから、公表イメージはPDFであると認識していますが、表3-34には帳票作成ソフトウェアの記載がないため。	その認識で問題ありません。
20	89	-	3.10.2 イ 本調達ソフトウェア 表3-34	1	・No.1「ウイルス対策ソフトウェア」と、政府共通プラットフォーム上の「ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）」（表3-33）の違いについてご教示ください。	・本調達に含まれるソフトウェア選定に必要なため。	・「表 3-34 本調達に含むソフトウェアの要件」の「ウイルス対策ソフトウェア」：アップロードされる情報保護評価書に対してスキャンを行います。 ・「表 3-33ウイルス対策ソフトウェア（エージェント）」：サーバ保護のためサーバに対してスキャンを行います。
21	92	39	3.10.3 ネットワーク構成 (2) LAN 要件	1	「表 3-36 LAN 要件」に記載される「アクセス制御」について、政府共通プラットフォーム上にアクセス制御を実現する機能は存在しますか。また、存在する場合、受託者の設計においてその機能を利用することは可能でしょうか。	要件を満たす利用可能な政府共通プラットフォームの提供資源を使用することで、コスト削減を図るため。	公示中の資料閲覧時、政府共通プラットフォーム関連の資料をご確認願います。
22	99	項番6	4.1.3 納入成果物 (1) 設計・開発	1	本システム構築期間中に受け付けた問い合わせとは何を指していますでしょうか。内閣官房が情報保有機関から受け付けたものを想定されていますでしょうか。	受け付ける問い合わせの範囲等を確認したいため。	その認識で問題ありません。
23	101	-	4.1.3 納入成果物 (3) 受入テスト	1	・受入テスト時に必要となるテストデータは成果物としてご指定がございませんが、ご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	・テストデータ作成に係る作業工数の見積りに影響するため。	テストシナリオ、テストデータ共に受託者様側にて用意いただく想定です。 「4.1.3 納入成果物（3）受入テスト」に成果物を追記しました。
24	-	-	-	3	情報提供ネットワークシステム、監視・監督システムとのシステム連携はありますでしょうか。	作業範囲を明確にするため。	連携はありません。

注) 1. 種別欄には、質問の種類を以下から選択して、その番号を記載すること。  
[1. 調達仕様書に対する質問等 2. 提案依頼書に対する質問等 3. その他]

調達件名：情報保護評価書受付システムの設計・開発等業務（意見質問）

項	頁番号	行番号	項目	種別	意見	理由	回答
---	-----	-----	----	----	----	----	----